

保護林等設定管理委員会の検討事項

保護林等設定管理委員会は、保護林の設定、変更、廃止、管理及びモニタリング等に関する事項並びに保護林に関連する生物多様性の保全について検討することを目的として設置されているが、これら事項の詳細は以下のとおり。

1 保護林等の設定等に関する事項

保護林及び緑の回廊(以下、保護林等)の区域の設定、変更、廃止及び他用途への利用に関し必要な場合、検討を行う(保護林制度の改正に伴う保護林区分の再編を含む)。

【当面の検討課題】

- (1) 旧保護林区分(7区分)から新保護林区分(3区分)への再編
＜平成28年度中に原則検討を終了＞
- (2) 地帯区分の検討(森林生態系保護地域(新規のもの)、生物群集保護林)
＜再編に引き続き、平成29年度以降に検討＞
- (3) 復元に係る取組(生物群集保護林)
＜再編後、必要に応じて検討＞

2 モニタリングに関する事項

設定後の保護林等の状況を的確に把握する継続的なモニタリング調査に関して、検討を行う。

【当面の検討課題】

- (1) モニタリング調査のあり方の検討
保護林等の再編後、保護林等の状況を勘案し、個々のモニタリング間隔等の検討を行う。
＜平成28年度に検討＞
- (2) モニタリング調査にかかる経常の分析・評価
保護林等のモニタリング調査結果について検討する。
＜毎年度、モニタリング調査対象箇所に関して検討＞

3 管理に関する事項

生物多様性の保全等に関わり、保護林等の管理上留意すべき観点や管理方法の検討を行う。

4 その他検討すべき事項

要領に定めるもののほか、管理委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が管理委員会に諮って定める。